



英国チャリティ委員会登録(登録番号 1136278)

にほんごクラブ 補習授業校 会則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

にほんごクラブ及びちびっこクラブ(以下、本クラブと記す)は、英国、ケンブリッジ、およびケンブリッジ郊外に暮らす 2～15 歳の児童・生徒を対象とした、日本語を学び日本文化に触れるための対面授業と季節にちなんだ文化行事を行う。

2 にほんごクラブは小学部・中学部で構成され、「細く長く」をモットーに、教科書を厳密に使うだけの国語としてではなく、外国語としてでもなく、母語に近いが少し違う「継承語としての日本語」が学べる環境を提供することを目的とする。

3 にほんごクラブの傘下にちびっこクラブがあり、2 歳から年中を対象にしたクラスと年中・年長対象にしたさくらクラスで構成される。年中までのクラスは、日本文化にちなんだ歌・遊戯・体操などを通して、幼児から日本語に触れる機会を提供することを目的とする。また年長対象のさくらクラスでは小学 1 年生準備クラスとしてあいうえおの読み書きの基礎の習得を目的とする。

4 にほんごクラブ付属の日本語コース、初心者日本語クラス(9～16 歳)を設けている。日本にゆかりのない、日本語を母語としない子どもたちに、英語による日本語教育を行う。(備考 1)

5 本クラブは児童・生徒の国籍に関係なく、日本語教育並びに伝統文化を体験する機会を提供し、日本文化の振興に寄与することを目的とする。

第 2 章 組織

(教科及び児童・生徒定員)

第 2 条 本クラブにおいて設置する教科、児童・生徒定員は次のとおりである。

- (1) 教科 - 国語
- (2) 幼児部ちびっこクラブ 2 歳～年中クラス 20 人まで、年長クラス 10～20 人まで
- (3) 小学部・中学部にほんごクラブ 1 クラス 10～15 人まで

(令和 7 年 3 月 15 日 2 条、一部改正)

(令和 7 年 8 月 29 日 3 条、追加)

第 3 章 職員組織

(職員)

第 3 条

本クラブに、校長、教員(校長サポート役、常勤講師、代行講師、講師アシスタント)、ボランティア(有償ボランティア教員、無償ボランティア教員、無償学生ボランティア)を置く。

(令和 6 年 5 月 11 日 3 条、追加)

(令和 7 年 3 月 15 日 3 条、追加)

(令和 7 年 8 月 29 日 3 条、追加)

(校長)

第3条の2 校長は、教育指導の最高責任者として、クラブの教育活動をつかさどり、所属職員を統督する。

2 にほんごクラブ全クラス(1年生—中学生)の編成、及び担当教員の任命を行う。

にほんごクラブ全クラス(1年生—中学生)の授業内容、教育課程作成の監督を行う。

3JLC の担当教員と協力して、JLC の教育課程、授業内容のアドバイスをを行う。

4 さくらクラスの担当教員、たんぽぽクラスの世話役と協力し、必要に応じて授業内容のアドバイスをを行う。

5 コミッティの教務係と協力して、新規教員の募集をサポートする。

6 教員採用の際の審査を行い、採用可否の決定を行う。

7 教員会議を定期的に召集し、議長として議事進行を行う。必要に応じて、臨時教員会議の召集を行う。

8 コミッティとの定期教務会議では、議長として議事進行を行い、コミッティへの教務事項の報告を行う。

9 コミッティの教務係と連携して、コミッティとの情報共有を行い、クラブの滞りない運営に寄与する義務を負う。

10 にほんごクラブを代表して日本政府指定補習授業校の校長職として登録される。補習授業校の規定に従い、校長職の責任と義務を担う。会長と協力して、補習授業校に関わる業務に携わる。

11 にほんごクラブを代表して、会長、総務係、教務係とともに、チャリティのトラスティーとして登録される。

12 休職、もしくは一時的に職務遂行が不可能になった時には、教員の中から臨時代行を指名する。退任の場合には、退任日までに、次の校長を教員の中から指名、任命し業務の引き継ぎを行う。

(令和7年3月15日3条、追加)

第4章 学年、学期及び休校日

(学年)

第4条 学年は、4月1日を始まりとし、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を次の3学期に分ける。

1 学期 4月1日から7月31日まで

2 学期 8月1日から12月31日まで

3 学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 英国公立小学校・中学校の各学期の中間期休業日の前の週と同じ週の土曜日

(2) 英国国民の祝日に定められた休日が土曜日の場合

(3) 春期休業 3月下旬から4月中旬まで(休暇開始日、終了日、期間は毎年変動)

(4) 夏期休業日 7月中旬以降から9月初旬まで(休暇開始日、終了日、期間は毎年変動)

(5) 冬期休業日 12月中旬以降から翌年1月初旬まで(休暇開始日、終了日、期間は毎年変動)

2 必要がある場合には、会長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は、基本的にちびっこクラブ(幼児部)5年、にほんごクラブ(小学生1～6年生)6年、にほんごクラブ(中学生1～3年)3年とする。児童・生徒個人のレベルにより修業年限は個人差があることを認める。

(在学年限)

第8条 児童・生徒は、修業年限に加え2～3年に相当する年数を超えても在籍は認められる。

第6章 入会

(入会時期)

第9条 ちびっこクラブ(幼児部)においては入会の時期の規定はなく、年間を通して入学を受け入れる。にほんごクラブ(小学部、中学部)においては学年の始めを理想とするが、ちびっこクラブと同じく年間を通しての入会を受け入れる。

(入会条件)

第10条 本クラブに入会することのできる者は、日本語を母語とする保護者の家庭で日本語を話す2歳から16歳の児童または生徒に該当する者とする。また日本語を母語としない保護者であっても日本語を堪能に話せる保護者の家庭の2歳から16歳の児童または生徒も該当する者とする。

(入会の提出)

第11条 本クラブへの入会を志願する者は、コミッティまでに入会書及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入会者の選考)

第12条 前条の入会志願者については、別に定めるところにより、コミッティが確認を行う。

(入会手続及び入会許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき入会許可を受けた者は、活動初日1週間までに、その他所定の書類を提出するとともに、別に定める場合を除き、所定の入会費、活動費を期日までに納付しなければならない。

2 校長は、前項の入会手続を完了した者に入会を許可する。

(再入会)

第14条 一度退会した者で、本クラブへの入会を志願するものがあるときは、希望のクラスの児童数、生徒数を確認し、相当年次に入会を許可することができる。

第7章 にほんごクラブ教育課程(備考2)

(授業科目)

第15条

授業科目は、日本政府の定めた国語1科目とする。

(授業時間)

第16条 1 授業時間は、90分とする。

(1 年間の授業期間)

第17条 1 年間の授業を行う期間は、35週以上にわたることを原則とする。

(1 年間の授業回数)

第18条 1 年間の授業を行う期間は、35回以上にわたることを原則とする。

(1 年間の学期数)

第19条 1 年間の学期数は3学期で構成されている。

(1 学期間の授業数)

次の各学期の授業数を以下に記す。各学期の授業数は毎年変動するが第17条及び第18条の原則に合うように調整する。

1 学期(4月～7月) 約11～12回

2 学期(9月～12月) 約13～14回

3 学期(1月～3月) 約11回

(令和7年3月15日17条、18条、19条一部改正)

(評価)

第20条 授業科目の評価は授業で各学年の教員が児童・生徒のレベル、技能を管理し、保護者から評価の提示を求められた場合に限り、情報を共有し、児童・生徒の進み具合を確認する。

(試験)

第 21 条 第 20 条のための試験などは特に定めてない。実学年より下もしくは上のクラスを入会希望する児童・生徒がいた場合、そのレベルを評価する為に日本語4技能をチェックするなどのことはできる。具体的には、保護者、教員が双方話し合う、又は、希望クラスのトライアルでその児童・生徒のレベルを試験の代わりに実施することができる。

第 8 章 休会、退会並びに除籍

(休会)

第 22 条 疾病その他特別の理由により長期活動することができない者は、クラブコミッティの許可を得て休会することができる。

2 疾病のため休会から再活動することが適当でないと認められる者については、クラブコミッティは休会継続、または退会を促すことができる。

3 休会の手続に関し、必要な事項は別に定める。(備考 3)

(休会期間)

第 23 条 休会期間は、1 学期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、休会期間の延長を認めることができる。

2 1 学期間で前もって予定された欠席が 4 週連続(授業 4 回)以上が発生する場合、長期欠席として休会扱いとする。ただし、前学期の終業日前または休会する学期の活動費のお知らせの日(始業日の前週)までにコミッティと担任に長期欠席の申請をし、期間、理由などを明確に説明する。休会する学期の活動費のお知らせの日以降の休会申請は許可はされても、休会学期、休会期間の活動費は全額支払わなければならない。

3 休会期間は、通算して 2 年を超えることができない。

(令和 7 年 3 月 15 日 23 条、一部改正)

(復帰)

第 24 条 復帰しようとする者は、一度退会の手続きをしているため再度新規入会という形をとる。

2 休会の手続に関し、必要な事項は別に定める。(備考 3)

(クラブ内の移動)

第 25 条 本クラブの他クラスの移動を希望する者があるときは、そのクラスの欠員のある場合に限り、保護者と教員がよく協議したうえで校長はこれを許可することができる。

(退会)

第 26 条 退会しようとする者は、退会の連絡をしなければならない。

2 休会の手続に関し、必要な事項は別に定める。(備考(3))

(除籍)

第 27 条 次の各号の一に該当する者は、保護者への告知や警告などの対応をし、保護者、教員もしくはコミッティと協議した上で、校長もしくは会長が除籍する場合もあるが、両者が同意に至る最善の方法をとり、除籍をなるべく避ける。

(1) 入会費、活動費を所定の期日までに納入しない者

(2) 活動費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(3) 第 8 条に定める在学年限を超えた者

(4) 第 23 条第 3 項に定める休会を超えて、休会継続手数料を納入しない者、連絡が途絶えた者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

第 9 章 修了

(修了要件)

第 28 条 本クラブに年度末の修了式までに少なくとも途中休会、退会、除籍、停学等にならずその年の 1 年間健やかに本クラブの活動ができた者には修了を認定する。

(修了)

第 28 条の 2 前条の修了要件をみたした者については、校長が修了を認定する。

2 校長は、修了を認定したものに対して、修了証書を授与する。

(修了の時期)

第 29 条 修了の時期は、学年又は年度末の学期の終わりとする。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 30 条 児童・生徒として表彰に価する行為があった者は、教員の協議を経て、校長が表彰することができる。

(懲戒)

第 31 条 本クラブの規則に違反し、また児童・生徒としての本分に反する行為をした者は、教員の議を経て、校長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退会、休会及び訓告とする。

3 第 1 項及び第 2 項に関して、別に規程を定めるものとする。(定款第 11 条)

第 11 章 入会費、活動費

第 31 条 入会費、活動費の額は、概要参照。

(活動費の納付)

第 32 条 活動費は学期ごとに、それぞれ当該期日までに納付しなければならない。

学期の始まる 1 週間前の日に入会費、活動費の振り込みの告(メールにて)

振込のお知らせから 2 週間後が期日。

(復帰の場合の活動費)

第 33 条 学期の中途において復帰した者は、新規入会者とみなし、入会費を期日までに納付しなければならない。また復帰した日から当該学期末までの活動費を、活動費支払いの告知が明記した期日までに納付しなければならない。

(学年の途中で修了する場合の活動費)

第 34 条 学期の途中で卒業する者は、退会扱いとし、学期まで支払われた活動費を最後の納付とする。

(休会、退会、除籍及び停学の場合の活動費)

第 35 条 学期の中途において休会、退会、除籍された者から徴収する当該学期分の活動費の額は、その全額とする。ただし、休会が前もって予定され、前学期までの最終日までに告知された場合、学期の全期間にわたるときは、その期分の活動費は徴収しない。その代わりに休会継続手数料を指定された期日までに納付、また兄弟姉妹が引き続き在籍の場合、その活動費の期日と合わせて休会継続手数料を納付する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

3 学期内に連続した欠席が 4 週以上予定する場合も休会と認める。ただし休会する学期の始業する前週の活動費の告知までに連絡があった場合に限る。連絡は期間、理由なども明確に教員とコミッティ双方にしなければならない。

(令和 7 年 3 月 15 日 35 条、一部改正)

(活動費の減免・割引等)

第 36 条 当クラブにおいて活動費の減免は定めないが、特定の兄弟姉妹割引、教員割引を定める。

2 活動費の分割納付は特別な理由がないかぎり定めない。

3 活動費の減免は特殊な理由な場合、教員とコミッティの協議と合意に至った場合に限る。

4 活動費の兄弟姉妹割引の対象は、にほんごクラブ、小学部、中学部、にほんごクラブ付属日本語コース(備考 1)会員の弟妹、双子(双子のうちの 1 名)会員を持つ家族とする。兄弟姉妹 2 名の家族の場合は、弟妹又は弟妹双子(双子のうちの 1 名)の活動費 25%割引適応が適応される。兄弟姉妹 3 名の家族の場合は、弟妹又は弟妹双子(双子のうちの 1 名)の活動費 40%割引が適応される。

5 活動費の教員割引の対象は、会員の子供を持つ主に常勤講師や有償ボランティア教員とする。対象となる会員の活動費 50%割引が適応される。

(令和 7 年 3 月 15 日 36 条、追加)

(令和 7 年 8 月 29 日 36 条一部改正)

(入会費の納付)

第 37 条 入会費は、別に定める場合を除き、入会の手続きを行い、にほんごクラブが入会を認めた時に限り、入会費を会計から案内される活動費支払いの告知を受け取り、明記された期日までに納付しなければならない。

第 12 章 雑則

(委任)

第 38 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 5 月 11 日 追加

第 3 条は、令和 7 年 5 月 11 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 3 月 15 日 追加・一部改正

第 2 条は、令和 7 年 3 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第 3 条は、令和 7 年 3 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第 17 条、18 条、19 条は、令和 7 年 3 月 15 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 23 条は、令和 7 年 3 月 15 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 35 条は、令和 7 年 3 月 15 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 36 条は、令和 7 年 3 月 15 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 8 月 29 日 追加・一部改正

第 2 条は、令和 7 年 8 月 29 日から施行し、令和 7 年 8 月 30 日から適用する。

第 3 条は、令和 7 年 8 月 29 日から施行し、令和 7 年 8 月 30 日から適用する。

第 36 条は、令和 7 年 8 月 29 日から施行し、令和 7 年 8 月 30 日から適用する。

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入会する者について適用し、同日前に入会した者については、なお従前の例による。

備考

1. 日本にゆかりのない、日本語を母語としない子どもたち 9～16 歳対象のにほんごクラブ付属日本語コースに
関しての規定、概要は HP 参照。
2. 幼児部・小学部・中学部の学習内容、年間授業計画は概要参照。
3. 休会退会規定は概要参照。
4. 役員規定、役職は定款参照。